３　ＣＣ社
①　減少する剰余金の項目及びその額
：その他資本剰余金１０００万円
②　増加する剰余金の項目及びその額
：繰越利益剰余金１０００万円
③　効力発生日
：募集株式効力発生日
４　ＣＦ社
①　減少する剰余金の項目及びその額
：その他資本剰余金１００万円
②　増加する剰余金の項目及びその額
：繰越利益剰余金１００万円
③　効力発生日
：募集株式効力発生日

第３節　募集株式の発行

第１　ＣＰ社について

ＣＰ社は、募集株式効力発生日に、発行済株式の全てを無償で取得するとともに、次のとおり、種類株式を発行する。

１　管財人である金山伸宏を引受人として、Ａ種類株式を発行する。なお、Ａ種類株式の内容は次のとおりとする。
①　Ａ種類株式の株主は、ＣＰ社の株主総会において全ての事項につき議決権を行使することができる。
②　ＣＰ社が清算により残余財産を分配する場合、Ａ種類株式の株主に対しては分配を行わない。
③　ＣＰ社は、剰余金の配当を行う場合、Ａ種類株式の株主に対し、その全額を配当する。

２　ＣＭＨ社を引受人として、Ｂ種類株式を発行する。なお、Ｂ種類株式の内容は次のとおりとする。
①　Ｂ種類株式の株主は、ＣＰ社の株主総会において議決権を行使することができない。
②　ＣＰ社が清算により残余財産を分配するときは、Ｂ種類株式を有する株主に対し、その全額を分配する。
③　Ｂ種類株式に対しては剰余金の配当を行わない。

３　Ａ種類株式及びＢ種類株式の募集事項等の概要は以下のとおりとする。
（Ａ種類株式）
①　募集株式の数　１株
②　１株の払込金額　１円
③　募集株式と引換えにする金銭の払込期日
本更生計画の認可決定が確定した日から３か月以内で管財人が定める日
④　増加する資本金　１円
⑤　増加する資本準備金　０円
（Ｂ種類株式）
①　募集株式の数　１株
②　１株の払込金額　１円
③　募集株式と引換えにする金銭の払込期日
本更生計画の認可決定が確定した日から３か月以内で管財人が定める日
④　増加する資本金　１円
⑤　増加する資本準備金　０円

第２　ＣＣ社について

ＣＣ社は、募集株式効力発生日に、発行済株式の全てを無償で取得するとともに、次のとおり、種類株式を発行する。

１　管財人である金山伸宏を引受人として、Ａ種類株式を発行する。なお、Ａ種類株式の内容は次のとおりとする。
①　Ａ種類株式の株主は、ＣＣ社の株主総会において全ての事項につき議決権を行使することができる。
②　ＣＣ社が清算により残余財産を分配する場合、Ａ種類株式の株主に対しては分配を行わない。
③　ＣＣ社は、剰余金の配当を行う場合、Ａ種類株式の株主に対し、その全額を配当する。

２　ＣＭＨ社を引受人として、Ｂ種類株式を発行する。なお、Ｂ種類株式の内容は次のとおりとする。
①　Ｂ種類株式の株主は、ＣＣ社の株主総会において議決権を行使することができない。
②　ＣＣ社が清算により残余財産を分配するときは、Ｂ種類株式を有する株主に対し、その全額を分配する。
③　Ｂ種類株式に対しては剰余金の配当を行わない。

３　Ａ種類株式及びＢ種類株式の募集事項等の概要は以下のとおりとする。
（Ａ種類株式）
①　募集株式の数　１株
②　１株の払込金額　１円
③　募集株式と引換えにする金銭の払込期日
本更生計画の認可決定が確定した日から３か月以内で管財人が定める日
④　増加する資本金　１円
⑤　増加する資本準備金　０円
（Ｂ種類株式）
①　募集株式の数　１株
②　１株の払込金額　１円
③　募集株式と引換えにする金銭の払込期日
本更生計画の認可決定が確定した日から３か月以内で管財人が定める日
④　増加する資本金　１円
⑤　増加する資本準備金　０円

第３　ＣＦ社について

ＣＦ社は、募集株式効力発生日に、発行済株式の全てを無償で取得するとともに、次のとおり、種類株式を発行する。

１　管財人である金山伸宏を引受人として、Ａ種類株式を発行する。なお、Ａ種類株式の内容は次のとおりとする。
①　Ａ種類株式の株主は、ＣＦ社の株主総会において全ての事項につき議決権を行使することができる。
②　ＣＦ社が清算により残余財産を分配する場合、Ａ種類株式の株主に対しては分配を行わない。
③　ＣＦ社は、剰余金の配当を行う場合、Ａ種類株式の株主に対し、その全額を配当する。

２　ＣＭＨ社を引受人として、Ｂ種類株式を発行する。なお、Ｂ種類株式の内容は次のとおりとする。
①　Ｂ種類株式の株主は、ＣＦ社の株主総会において議決権を行使することができない。
②　ＣＦ社が清算により残余財産を分配するときは、Ｂ種類株式を有する株主に対し、その全額を分配する。
③　Ｂ種類株式に対しては剰余金の配当を行わない。

３　Ａ種類株式及びＢ種類株式の募集事項等の概要は以下のとおりとする。
（Ａ種類株式）
①　募集株式の数　１株
②　１株の払込金額　１円
③　募集株式と引換えにする金銭の払込期日
本更生計画の認可決定が確定した日から３か月以内で管財人が定める日
④　増加する資本金　１円
⑤　増加する資本準備金　０円
（Ｂ種類株式）
①　募集株式の数　１株
②　１株の払込金額　１円
③　募集株式と引換えにする金銭の払込期日
本更生計画の認可決定が確定した日から３か月以内で管財人が定める日
④　増加する資本金　１円
⑤　増加する資本準備金　０円

第４　ＣＭＨ社について

ＣＭＨ社は、募集株式効力発生日に、発行済株式の全てを無償で取得するとともに、管財人代理である大石健太郎を引受人として、以下のとおり、募集株式を発行する。
（普通株式）
①　募集株式の数　１株
②　１株の払込金額　１円
③　募集株式と引換えにする金銭の払込期日
本更生計画の認可決定が確定した日から３か月を経過する日までの間において管財人が定める日
④　増加する資本金　１円
⑤　増加する資本準備金　０円

第４節　定款変更

更生会社らは、更生計画認可決定日に、別表１２－１ないし１２－４「定款変更表」のとおり、定款を変更する。

管財人は、必要のあるときは、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更できる。